

災害医療支援のための手引き (ver.1.6)

一般社団法人 日本病院薬剤師会
令和7年4月14日

目 次

ページ

第1章 災害医療支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 災害
2. 目的
3. 災害医療支援本部の設置
4. 災害医療支援本部の構成と任務
5. 各班の組織構成と役割
6. 日本病院薬剤師会理事会への報告・協議事項

第2章 災害医療支援の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1. 業務の手引き
 - 1) 災害発生直後の業務
 - 2) 災害医療支援本部の役割（任務）
 - 3) 災害医療支援本部に設置する各班の業務
 - I. 初期情報班の業務
 - II. 支援・情報班の業務
 - III. 現地調整班の業務

第3章 薬剤師派遣マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

1. 薬剤師派遣の基準
2. 災害医療支援本部の役割
3. 派遣薬剤師の服装
4. 薬剤師派遣の実施方法
 - 1) 災害登録派遣薬剤師
 - 2) 災害ボランティア薬剤師
 - 3) 派遣薬剤師の活動内容

第1章 災害医療支援体制

1. 災害

災害とは、「災害対策基本法第2条第1項」に定める自然現象及び大規模な事故により生ずる被害をいう。また大規模災害とは、災害の中で震度6弱以上の地震又は死者が100名以上を超える災害及び日本病院薬剤師会（以下、本会という）会長が認める災害をいう。

【参考】

災害対策基本法第2条

第1項 災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

2. 目的

災害発生時に、本会がすみやかに機能的で適切な医療支援活動を行うことができるように、災害時の医療支援の手引きを定める。なお、この手引きは本会の事務機能が適切に運用可能であることを前提とする。本会事務局の災害時対応マニュアル（事業継続計画（BCP）を含む）は別途定め、大規模災害等の対応において、現地調整班に事務局職員が派遣される場合には、日病薬のBCPの発動を検討する。

3. 災害医療支援本部の設置

(1)本会会長は、災害及び大規模災害が発生した場合、第2章「災害医療支援の手引き」1.1) 災害発生直後の業務において収集された情報を踏まえ、必要があると認めたときは日本病院薬剤師会事務局内に災害医療支援本部を設置する。

(2)災害医療支援本部長は本会会長とする。

ただし、会長が不在の場合の代行順位は、専務理事、副会長、常務理事の順とする。

(3)被災状況及び被災地域により、本会会長が指示できない場合は本会役員が指示を行う。代行順位は、専務理事、副会長、常務理事の順とする。

ただし、被災状況及び被災地域により、本会常勤役員以外が指示する場合は、本会以外の場所に災害医療支援本部を設置することができる。この場合、災害医療支援本部設置の指示を行った者を本部長とし、災害医療支援本部の構成は本部長に一任する。

4. 災害医療支援本部の構成と任務

本部長 : 会長

副本部長 : 副会長

本部員 : 専務理事、常務理事、災害対策委員会委員長、各委員

事務局 : 事務局長、事務局次長、各課課長、各課課長補佐、各課職員

任務 : (1)災害医療支援本部に設置する各班の統括 (5. 各班の組織構成と役割を参照)

- (2)現地調整班の活動拠点（現地調整本部）の選定及び人員の選出・交代
- (3)行政機関・関係団体からの情報収集及び依頼
- (4)各都道府県病院薬剤師会との連携
- (5)現状把握のための被災地への役員の派遣
- (6)派遣する薬剤師等の調整管理
- (7)活動内容の公表
- (8)支援金募集に関する検討

5. 各班の組織構成と役割

災害医療支援本部の活動は、初期情報班、支援・情報班、現地調整班が分担して行う。

各班の統括者は、事務局長及び事務局次長とする。

各班は各課担当制とするが、統括者の指示により、状況に応じて柔軟に災害医療支援本部の任務にあたること。

各班の任務については、第2章「災害医療支援の手引き」1.3) 災害医療支援本部に設置する各班の業務を参照。

1) 初期情報班

担当事務局：総務課

2) 支援・情報班

事務局員

3) 現地調整班（2～3名）

担当者は、被災状況に合わせ本部が決定する。

なお、現地調整班の派遣者は、災害薬事に関する研修を修了した者が望ましい

6. 日本病院薬剤師会の理事会への報告・協議事項

本部長は災害医療支援の状況を直近に開催する本会理事会へ報告するとともに、下記の事項について協議を行う。

- (1)支援金の活用方法
- (2)医療支援活動の終了
- (3)現地調整班の撤退
- (4)災害医療支援本部の解散

第2章 災害医療支援の手引き

1. 業務の手引き

1) 災害発生直後の業務

(1)ここに掲げる業務は災害医療支援本部の設置にかかわらず、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、災害発生直後から速やかに行う

- ①現地の被害状況を把握する（各施設の被害状況、交通網、ライフライン、ハザードマップ等）
- ②災害拠点病院を確認し、その施設の薬剤部（薬剤部長等）との通信を確保する
- ③可能な限り被災した地域の避難所、被災施設、医療施設などとの通信を確保する
- ④行政機関より避難所・医薬品集積所等の設置状況を収集し、薬剤師の需要状況を把握する
- ⑤被災地都道府県病薬より、被災地医療機関薬剤部門の被災状況および派遣薬剤師等の薬事ニーズを把握する
- ⑥被災地都道府県病薬に対し「薬剤部門被災状況・支援ニーズ報告フォーム」の使用の検討を依頼する。使用する場合には、報告内容の把握を開始する

(2)災害医療支援本部の設置

- ①上記(1)で収集した情報を整理し、その情報をもとに、本会会長が災害医療支援本部の設置について判断する
- ②災害医療支援本部部員へ本部設置等の連絡を行う
- ③都道府県病院薬剤師会へ本部設置の連絡を行う

(3)都道府県病院薬剤師会へ災害登録派遣薬剤師の派遣に関する情報提供を行う

2) 災害医療支援本部の役割（任務）

(1)災害医療支援本部に設置する各班の統括（3）災害医療支援本部に設置する各班の業務を参照）

(2)現地調整班の活動拠点（現地調整本部）の選定及び人員の選出・交代

- ①携帯電話、インターネット等が利用でき、本部との連携がとれる場所を選定する
- ②被災地の都道府県病薬、行政等に保健医療福祉調整本部等の場所借用の依頼を行う
- ③現地調整班の活動拠点（現地調整本部）設置を被災地の都道府県病薬、行政、医療機関、団体等へ周知する
- ④現地調整班として派遣する場合は、派遣者の施設長・所属長に派遣要請を行う
- ⑤派遣している職員の派遣期間について協議する
- ⑥現地調整班の交代要員の選出及び交代の日時調整を行う
- ⑦レンタカー等の現地における交通手段を現地調整班と協働して確保する

(3)行政機関・関係団体からの情報収集及び依頼

- ①緊急通行車両確認標章あるいはそれに代わる標章を現地で活動を行う者（現地調整班等）が現地調整班と協働して確保する

- ②薬剤師派遣要請（厚生労働省もしくは被災地自治体）の発出を依頼する
 - ③薬剤師の派遣先等を協議する（厚生労働省、日本薬剤師会等）
 - （病院、診療所、保険薬局、医薬品集積所、避難所等について）
 - ④支援医薬品の供給及び供給実態を把握する（厚生労働省）
 - ⑤医療チームへの薬剤師参画を依頼する（日本医師会等）
 - ⑥EMIS より被災地の状況等をモニターし、必要に応じて都道府県病薬、各班へ情報共有する
- (4)各都道府県病院薬剤師会との連携
- ①災害登録派遣薬剤師等の派遣人数の決定
- (5)現状把握のための本部員の被災地視察
- (6)派遣する薬剤師の調整管理
- (7)活動内容の公表
- (8)支援金募集に関する検討

3) 災害医療支援本部に設置する各班の業務

各班は1日の業務終了後、報告書を作成し災害医療支援本部（honbu@jshp.or.jp）に報告する

I. 初期情報班の業務

- (1)災害医療支援本部立ち上げ前から初期段階の被災地情報の収集
- ① 災害医療支援本部設置の検討に関する業務
 - ② 行政事務連絡の収集と周知に関する業務
 - ③ 災害医療支援本部を立ち上げた場合の常駐する人員に関する業務
 - ④ 現地調整班の派遣に関する業務

II. 支援・情報班の業務

- (1)派遣薬剤師に関する一連の業務
- ①災害登録派遣薬剤師の派遣に関する業務
 - ②災害ボランティア薬剤師の募集及び派遣に関する業務
 - ③ボランティア保険について、保険会社と協議を行う
 - ④レンタカー等の現地における交通手段の確保に関する業務
 - ⑤災害時の医療救護活動に対する費用弁償の問い合わせ・請求額の計算等に関する業務
 - ⑥その他、薬剤師派遣マニュアルを参照すること
- (2)災害に関連する情報収集
- ①被災地状況、行政通知、公共交通機関の無償搭乗等を収集し、本部へ報告する。
- (3)会員への周知等の広報活動
- ①会員・関係機関等への被災地状況・情報を発信する（ホームページの作成）
 - ②会員への行政通知等を発信する
 - ③支援活動の広報活動を行う

(4)記録等の情報統括

- ①災害医療支援本部会議の議事録を作成する
- ②被災地都道府県病薬が担う情報収集・議事録作成を支援する
- ③災害医療支援本部のクロノロジー（時系列活動記録）を記録する
- ④支援本部各班の報告書ならびに派遣薬剤師からの報告書を管理する

(5)現地調整班の派遣及び連携業務

- ①現地調整班の交通手段及び宿泊先を必要に応じて確保する
- ②現地調整班からの報告をもとに、評価解析を行い災害医療支援本部に報告する
- ③派遣する薬剤師の人数・日程等を調整する
- ④支援物資、現地調整班活動用資機材を必要に応じて調達・管理等を行う

(6)支援金の募集

- ①会員及び都道府県病薬会長宛に支援金の依頼を行う

Ⅲ. 現地調整班の業務

(1)被災地の現状把握及び報告、支援要請

- ①薬剤部門被災状況・支援ニーズ報告の内容を把握する
- ②医療機関、避難所等を巡回し、薬剤師数、医薬品の種類・在庫等の不足等を把握する
- ③現場状況の評価解析を行い、本部に薬剤師の派遣依頼、医薬品の供給等の支援要請を行う
- ④薬剤師の派遣施設、数、医薬品の供給先等について報告する
- ⑤本部に依頼した支援要請の結果を確認する

(2)被災地での医療機関及び関係機関との連携

- ①都道府県の保健医療福祉調整本部、被災地域の都道府県薬剤師会および病院薬剤師会との連携により得られる被災地医療施設の薬剤師需要状況を把握し、薬剤師派遣について支援・情報班と調整するとともに、受け入れ準備を行う
- ②随時、被災地のライフラインや交通機関、医療施設の復旧状況等を報告する
- ③被災地の医療施設への行政通知等の情報提供を行う

(3)クロノロジー（時系列活動記録）を記載する

(4)派遣薬剤師の安全管理

- ①派遣薬剤師の活動中における安否確認の体制構築を行うとともに適切に実施する
- ②派遣中の薬剤師より日々の健康状態について報告を受け、必要に応じて活動内容の調整を図る

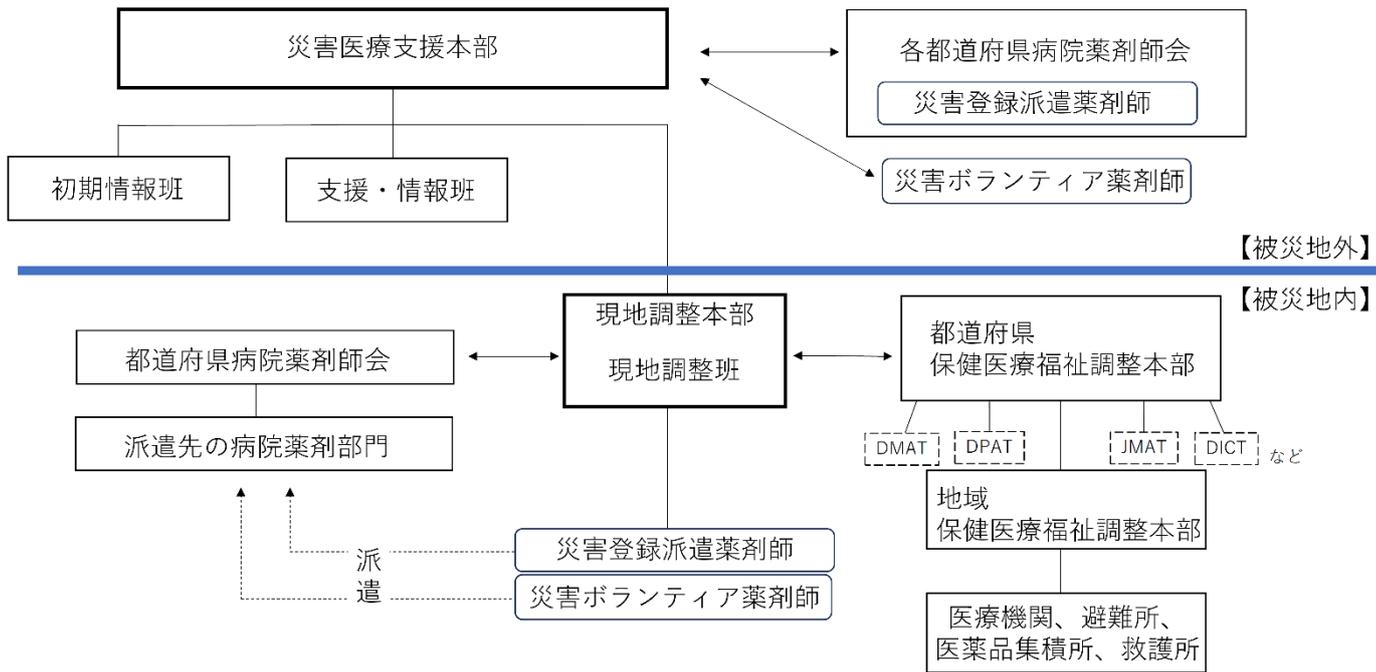


図. 日本病院薬剤師会における災害医療支援の体制概要

第3章 薬剤師派遣マニュアル

1. 薬剤師派遣の基準

- (1) 災害医療支援本部が必要と認めた場合
- (2) 行政機関から派遣要請があった場合
- (3) 関係団体から派遣要請があった場合

2. 災害医療支援本部の役割

- (1) 災害登録派遣薬剤師へ派遣に関する情報提供を行う。
- (2) 被災地への薬剤師の派遣を決定する。
- (3) 関係団体・行政機関と密接に連絡して協調する。
- (4) 被災地医療施設の被害状況及び現地の情報を収集し、支援が必要な医療施設を抽出する。
- (5) 派遣人数、派遣場所及び日程を決定する。
- (6) 派遣薬剤師の現地への交通ルート及び手段、宿泊場所、現地の移動手段の調査を行い、派遣薬剤師に情報提供を行う。
- (7) 派遣薬剤師のボランティア保険の加入手続きを行う。
- (8) 医療施設への薬剤師派遣終了を決定する。

3. 派遣薬剤師の服装

- (1) 医療施設以外に派遣される場合は、日病薬災害派遣者用ビブスを着用する。
(日病薬災害派遣者用ビブスは日病薬及び各都道府県病薬に保存)

4. 薬剤師派遣の実施方法

1) 災害登録派遣薬剤師

災害登録派遣薬剤師は、DMATの活動開始後に派遣され、被災地の情報収集や医療機関の薬剤部門業務支援等を行う薬剤師である。予め各都道府県病院薬剤師会より選出され、本会に登録された後、本会所定の研修を修了するか、あるいは災害対策委員会が別に定める災害研修を受けており、一定水準の災害医療の知識・技能を有している薬剤師をいう。

《対象者》

以下の①～⑦のすべてを満たすことができる者とする。

- ① 現在、病院・診療所・介護保険施設に籍を有する薬剤師であり、本会会員であること。
- ② 施設長及び所属長に許可が得られていること。
- ③ 現地での業務に耐えうる健康状態にあること。
- ④ 一定期間活動（原則1週間程度。勤務状況を考慮して調整する。）ができること。
- ⑤ 薬剤師として実務経験5年以上有していること。

- ⑥「災害医療支援のための手引き」に記載されている現地での活動を行えること。
- ⑦登録後に本会指定の災害研修を受講するか、あるいは災害対策委員会が別に定める災害研修を受講済みであること。
- ⑧原則として、派遣要請があった場合は速やかに活動できること。
なお、災害登録派遣薬剤師については、普通自動車免許を取得し普通車両を運転できる技能を有していることが望ましい。

《選出方法》

- ①毎年1回期間を定め、本会事務局より各都道府県病院薬剤師会へ新規登録者の募集を行う。
- ②各都道府県病薬は、災害発生直後速やかに被災地に派遣できる薬剤師を事前に選出し、会務執行機関において決定し、指定の期間内に本会が定める方法で本会に登録すること。
- ③任期は2年とする（再任可能）。任期中に所属等の変更があった場合は、本会が定める方法で都道府県病院薬剤師会を通してすみやかに本会事務局へ報告する。やむを得ず任期中に辞任する場合は、所属する都道府県病薬の会務執行機関で後任を決定し、本会が定める方法で新規登録手続きを行うこと。

《派遣方法》

- ①本会から各都道府県病院薬剤師会へ災害医療支援本部設置の連絡を行う。状況に応じて各都道府県病薬に災害登録派遣薬剤師の派遣準備について連絡する（待機要請）。
- ②被災地都道府県病薬の災害担当者からの報告をもとに、災害医療支援本部が派遣先を決定する。（現地調整班が到着後は、現地調整班が災害医療支援本部への報告及び医療施設との調整を行う）
- ③災害医療支援本部より、施設長（所属長）・災害登録派遣薬剤師に派遣要請を行う。
（本会派遣要請書等を送付（e-mail 添付）する。）
- ④近隣の都道府県病薬およびブロック内に所属する災害登録派遣薬剤師より随時派遣を行う。
- ⑤派遣薬剤師は薬剤師であることを証明できるもの（勤務先における身分証、薬剤師資格証等）を持参する。
- ⑥派遣後は現地調整班および派遣先の指示に従い任務を遂行する。
- ⑦派遣期間終了後、『所属施設名』・『氏名』・『派遣先』・『終了日』を記載し、『派遣報告書（書式は、派遣時に本会事務局より配布）』を添付したメールを災害医療支援本部に送る。

《派遣費用》

- ①原則として、交通費（レンタカー借用費を含む）・宿泊費は実費支給する
- ②派遣期間に応じて日当を支給する

2) 災害ボランティア薬剤師

災害ボランティア薬剤師とは、災害中～後期に被災地医療施設のニーズに合った薬剤師を派遣す

るために、本会ホームページで募集を行い、参加登録した薬剤師を言う。

《対象者》

以下の①～④のすべてを満たすことができる者とする。

- ①病院・診療所・介護保険施設に籍を有する薬剤師または過去に従事したことがある薬剤師で、本会会員もしくは過去に会員歴があること。
- ②施設長及び所属長に許可が得られていること。
- ③現地での業務に耐えうる健康状態にあること。
- ④出来る限り長期間活動（原則1週間程度以上）ができること。

なお、災害薬事に関する研修を受講しているか、あるいは相当の災害医療に関する知識・技能を有していることが望ましい。

《派遣方法》

- ①災害ボランティアに参加する薬剤師は、日病薬ホームページより本会が定める方法で登録を行う。
- ②本会事務局にて、参加登録時に対象者基準を満たしているか確認する。
- ③被災地都道府県病薬の災害担当者からの報告をもとに、災害医療支援本部が派遣先を決定する。（現地調整班が到着後は、現地調整班が本部への報告及び医療施設との調整を行う）
- ④派遣先決定後、電話またはメールで災害医療支援本部より派遣要請を行う。（本会派遣要請書等を送付（e-mail 添付）する。）
- ⑤派遣薬剤師は薬剤師であることを証明できるもの（勤務先における身分証、薬剤師資格証等）を持参する。
- ⑥派遣後は派遣先の指示に従い任務を遂行する。
- ⑦派遣期間終了後、『所属施設名』・『氏名』・『派遣先』・『終了日』記載し、本会が定める方法による報告を災害医療支援本部に送る。
- ⑧食料、飲料水、寝袋等を持参し、自己完結型派遣を原則とする。

《派遣費用》

原則として、交通費（レンタカー借用費を含む）・宿泊費、日当は支給しない

3) 派遣薬剤師の活動内容

被災地での活動にあたっては、本会の「災害医療支援のための手引き」および「薬剤師のための災害対策マニュアル（改訂版）」を参照すること。

I. 災害登録派遣薬剤師

- (1)各地の被災・交通状況等の情報収集
- (2)各医療施設での業務整備・構築等
- (3)被災状況に応じて、現地調整班の活動の一部
- (4)その他、「II. 災害ボランティア薬剤師」で定める活動

(5) 平時から所属する都道府県病薬、本会と連携するとともに、災害医療の知識および技能の向上に努める

Ⅱ. 災害ボランティア薬剤師

(1) 派遣先の医療施設の統括者から、活動場所や活動内容等についての指示を受けて活動する。

(2) 医療施設：業務支援

① 調剤業務、注射薬払出、医薬品整理、無菌調製等

② 患者への服薬指導

医療救護所：医療チームとして活動

① 医師への支援（医薬品鑑別、代替薬の提案、医薬品情報の提供等）

② 調剤業務

③ 患者への服薬指導・お薬手帳への記載・配布

④ 公衆衛生の確認・整備・助言

避難所：医療チームとして活動

① 医師への支援（医薬品鑑別、代替薬の提案、医薬品情報の提供等）

② 調剤業務

③ 患者への服薬指導・お薬手帳への記載・配布

④ 公衆衛生の確認・整備・助言

医薬品集積所

① 医薬品の受け入れ、仕分け、管理、払出

(3) 派遣薬剤師は活動報告書を作成し、活動終了後、原則毎日災害医療支援本部へ提出する。

(4) 派遣薬剤師は問題点等があれば災害医療支援本部へ報告する。

(5) 活動終了時に次の派遣薬剤師への引き継ぎを行う